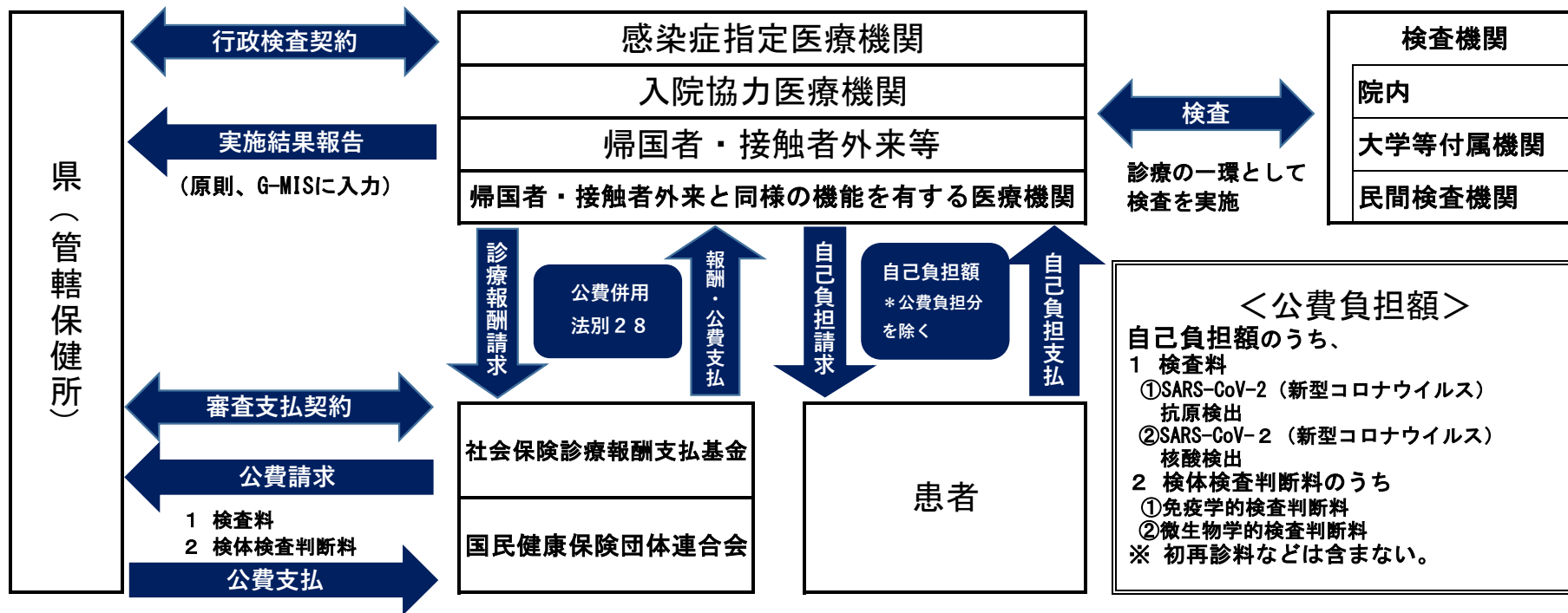


新型コロナウイルス感染症に係る保険適用による行政検査・公費負担額請求等の流れ

◆医師の判断により診療の一環として行われる、保険適用される検査について、検査費用（初診料等を除く。）の負担を本人に求めない（＝公費負担する）こととする制度。

※保健所等が各医療機関から検体を回収し、県で実施する検査については、診療報酬の算定及び公費負担の対象外。



※ 請求方法については、「新型コロナウイルス感染症に係る行政検査の保険適用に伴う費用の請求に関する診療報酬明細書の記載等について」（令和2年5月13日厚生労働省保険局医療課発事務連絡）を参照。

診療報酬（公費負担）のイメージ（3割負担の場合）

初診料等	保険給付 70%	自己負担30%
検査料+判断料	保険給付 70% (13,650円)	公費負担30% (5,850円)
点数例	核酸検出検査料1,800点+微生物学的検査判断料150点※当月の判断料を他で未算定の場合	